

掛川市告示第24号

掛川市障害者日常生活支援事業実施要綱（平成17年掛川市告示第116号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月27日

掛川市長 松 井 三 郎

第6条第2項中「法第28条第1項第9号の共同生活介護に関して支給する介護給付費若しくは特例介護給付費若しくは同条第2項第4号」を「法第28条第2項第4号」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。